第558号 平成29年4月7日



(公財)水道技術研究センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 虎ノ門電気ビル2F

TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215

E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL http://www.jwrc-net.or.jp

# EU 飲料水指令の改正に関する動向について ―調査開始時影響分析ー (その1)

## (はじめに)

欧州連合 (EU) の飲料水指令 (Drinking Water Directive) は、正式名称を「人の消費に向けた水の質に関する 1998 年 11 月 3 日付け理事会指令 98/83/EC (Council Directive 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption)」と言い、水の健全性及び清浄さを確保することにより、人の消費に向けた水(飲料水)の汚染による悪影響から人の健康を保護することを目的としています。

そして、この飲料水指令は、以下に対して適用されます。

- ・給水人口が50人以上又は1日当たり給水量が10m³以上の全ての配水システム(ただし、経済活動の一部として給水される場合は、給水人口が50人未満又は1日当たり給水量が10m³未満の配水システムも含む。)
- ・自動車により供給される飲料水
- ・ボトル又は容器により供給される飲料水
- ・食品加工業において使用される水 (ただし、最終製品において食品の健全性に影響しない水質であると国の関係当局が認定している場合を除く。)

一方、2017 年欧州委員会作業計画には、全体的な飲料水指令の見直し及びそれに伴う「影響分析 (Impact Assessment)」が含まれ、準備作業が進められているところです。そこで、2017年2月2月28日付けの飲料水指令改正に関する調査開始時影響分析 (Inception Impact Assessment)の概要を紹介することとします。なお、翻訳に間違い等がありましたらご容赦いただくとともに、出典を確認していただくようお願いします。

(出典) Revision of the Drinking Water Directive

http://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/initiatives/ares-2017-1061434 en

(参考1) Inception Impact Assessment

http://www.soumu.go.jp/main\_content/000460726.pdf

(参考2) 総務省資料

http://www.soumu.go.jp/main sosiki/hyouka/seisaku n/chousakenkyu/pdf/0803 1 3-3.pdf

(参考3) 国連総会決議(水と衛生に対する人権) について

http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/pdf/HotNews228.pdf

(参考 4) Directive 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption, OJ L  $330,\,05/12/1998$ 

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31998L0083&from=EN

## 調査開始時影響分析

-イニシアチブの表題:飲料水指令の改正-

# INCEPTION IMPACT ASSESSMENT TITLE OF THE INITIATIVE: Revision of the Drinking Water Directive

調査開始時影響分析は、関係者が将来のイニシアチブにフィードバックを行うことができるよう、また、将来の協議活動に効果的に参加できるようにするため、欧州委員会の作業について本件関係者に情報提供することを目的としている。本件関係者は、問題及び可能な解決策に関する欧州委員会の認識について見解を示すとともに、様々な選択肢の影響の可能性を含め、本件関係者が有する関連情報を利用できるようにするために特に招聘されている。

調査開始時影響分析は情報提供のみが目的でありその内容は変更されることがある。この調査開始 時影響分析は、イニシアチブが遂行されるかどうかに関する欧州委員会の最終決定や最終的な内容に ついて予断するものではない。

# A. 背景、問題の定義づけ及び補完性のチェック

(Context, Problem definition and Subsidiarity (訳注1) Check)

(訳注 1) 補完性の原則 (the principle of subsidiarity) について

補完性の原則とは、意思決定は可能な限り市民に近いレベルで行われるべきであり、地域レベルや加盟国の行動では目的が十分には達成できないが EU レベルではよりよく達成できる場合に限り EU として行動をとる、とした EU の統治原則のことである。

http://eumag.jp/question/f0613/

### 背景 (Context)

安全な飲料水は公衆衛生及び福祉のために欠くことのできないものである。水は商品ではないが、 産業や消費者にとって経済的に重要である。全ての市民は1日当たり150リットルの水を使用する。 優れた供給インフラは欠くことができないものであり、経済成長の基盤である。その質及び量の欠陥 は、社会的・経済的に高額な出費を招く。

このようなコストを避けるため、健全な飲料水供給の維持及び更なる改善が、EU にとって極めて重要である。これに関する EU の主要な法令は、1980 年に導入され 1998 年に改正された飲料水指令 98/83 / EC (DWD) である。

飲料水指令の改正は、循環型経済パッケージ(Circular Economy package)を実現するための一環として、「2017 年欧州委員会作業計画」に含まれている。これは、飲料水指令の規制適正化プログラム(REFIT: Regulatory Fitness and Performance Program)による評価として行われ、また、最初に成し遂げた欧州市民イニシアチブ(ECI) (歌注2) である「Right to Water」に対するフォローアップ活動の一つである。その評価は、2016 年 12 月 1 日に終了している(SWD(2016)428 final (歌注3))。

(訳注 2) 欧州市民イニシアチブ(European Citizens' Initiative=ECI)とは、EU が権限を持つ政策分野について、加盟国 7 カ国から計 100 万人以上の署名を集めれば、欧州委員会に対して立法を提案することができる制度のことである。

(訳注 3) SWD(2016)428 final

COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT

### イニシアチブが取り組もうとしている問題(Problem the initiative aims to tackle)

評価結果によると、飲料水指令は EU 内において消費される水が良質であることを保証するための ツールの一つであることが確認されている。飲料水指令は、「人の消費に向けた水の汚染による悪影響 から人の健康を保護する」という基本的な目的を満たしている。

しかし、評価では、現行の手法の限界(すなわち、取水のために使用予定の水源の保護や、世界保健機関 (WHO) によって支持されているリスクに基づいた手法のどちらについても全く考慮されていないこと)、飲料水指令の基準と健康影響との明確な関連性がないことや、定義に関する問題が見出されている。飲料水指令は、一連の供給過程の最終段階において関与し、また、上流部でのリスク評価の要素を欠いているため、飲料水に影響を及ぼす多くの要因は、一連の供給過程の後半でしか検出することができず、また、(例えば、原水中の農薬や浄水処理に伴う消毒副生成物のように)飲料水指令で規定されている「事後」型のメカニズムを通じて対処しなければならない。この最終段階での関与では、持続可能な水管理を支援する、すなわち、汚染を許容し資源の浪費をもたらす漏洩を防止し低減するという可能性を失うこととなる。

飲料水指令は、消費者に明瞭な情報を提供することによって透明性を高め、行政負担を軽減し、革 新的技術をより考慮するため、「最新化」されるべきである。より具体的には、この評価により、改善 が可能ないくつかの重要な分野が特定された。

- 1.1998 年以来、水質基準項目及び値は改正されていない。それらは部分的には関連性がなくなっており、また、新たな脅威、最新の科学的知見及び変化する汚染の脅威に対して十分に合致していないという危険性がある。
- 2. 現行の飲料水指令では、予防的安全計画や潜在的リスクの評価はほとんどなされていない。これは 水質への脆弱さと潜在的なリスクを表している。
- 3. 水供給に関する定義や適切で最新の情報の利用に関する飲料水指令の規定はあまりにも曖昧であり、報告についても迅速で多様な情報の利用のための最新の情報技術の潜在力を活用していない。
- 4. 飲料水と接する製品及び資機材に関する飲料水指令の規定は、あまりにも多くの法律上の柔軟性を 許容している。これにより、互換性がないと認められる製品及び資機材に対して、EU 加盟国は、 それぞれの国の承認システムを持つことが許されている。したがって、これらの製品は、複数の加 盟国内で承認を受けるために複数の試験を行う必要がある。これは不必要な負担(潜在的に年間 5 億ユーロを超えるコストを産業に払わせている)を作り出しており、内部市場への障害とみること ができる。

最後に、初の欧州市民イニシアチブである「水に対する権利(Right to Water)」は、EU機関及び加盟国に対し、「全ての住民が水と衛生の権利を享受できるようにする」ことを求めている。現行の飲料水指令には、全ての市民に対する安全な飲料水へのアクセスを確保するための規定は含まれていない。現在、EU総人口の約4.5%が飲料水に十分にアクセスできていない。いくつかの公共エリアにおける飲料水へのアクセスについては、改善することができている。この問題は、全ての人々に対する水と衛生の利用可能性及び持続可能な管理を確保するための「持続可能な開発目標」(SDG)の6番目の目標と関連している。

## 補完性原則のチェック (及び法的根拠) (Subsidiarity check (and legal basis))

この法令は新たな関与ではない。それは、「EU の機能に関する条約(TFEU: Treaty on the Functioning of the European Union)」第 192 条に基づくものであり、補完性原則に従って作成されているとともに、EU の地域間の自然や社会経済の違いを認めている。飲料水指令は最低限の基準及び法的枠組みを設定するだけであり、モニタリング、分析及び失敗を是正するために講じるべき措置に関して必要とされるほとんどの決定は、地方、地域又は国レベルで行われる。具体的な行動は加盟国に委ねられている。

この評価によって EU レベルでの飲料水関連法令の付加価値が確認され、時とともに水質面で大きな調和が成し遂げられる。飲料水指令は、飲料水の汚染の悪影響から同一レベルでの人の健康の保護に寄与するものである。

本件関係者との協議では、市民、加盟国及び企業は、EUに対して、EU全体の共通の飲料水基準を設定し、最新のものを維持するよう求めている。さらに、多くの本件関係者は、水による新たな健康被害に対処するためには、EUの方策が最適であると理解している。

ほとんどの加盟国、特に資源及び専門知識を有していない小さな国々は、EU が重要な化学的及び 微生物学的なパラメーター及び値を引き続き設定することを期待している。飲料水と接する資機材に ついて EU で調和した手法を定めることによって、内部市場の機能向上に寄与することができる。この明確な要請は、EU レベルでの取組みを正当化するものである。

(文責) 専務理事 安藤 茂

調查事業部主任研究員 溝口 真二郎

調查事業部研究員中川遼太郎

#### 配信先変更のご連絡等について

バックナンバー一覧

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当 E-MAIL:jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

#### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー(第58号以降)は、下記アドレスでご覧になれます。

## 水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。 なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。

http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h28.html